

工事請負契約等に係る最低制限価格等の算出方法について

平成 20 年 9 月 26 日 行財政局長決定

最終改正 令和 6 年 8 月 20 日

工事請負契約及び建設コンサルタント業務等に係るその他請負契約に関して、神戸市契約規則第 11 条に規定する最低制限価格及び低入札価格調査手続要綱第 4 条に規定する基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の算出方法は、以下のとおりとする。

I 工事請負契約の場合

1. 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を算出する。ただし、その額が、設計金額に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2. 1 で算出した額の 100 円未満を切り捨て、100 分の 110 を乗じた額を最低制限価格等とする。

3. 工事内容等から上記の方法により難しい場合には、予定価格の 3 分の 2 を下らない範囲内でその都度算出するものとする。

II 建設コンサルタント業務等の場合

1. 次の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額とする。

ただし、測量業務に係る契約については、その額が、設計金額に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.2 を乗じて得た額とし、設計金額に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

地質調査業務に係る契約については、その額が、設計金額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、設計金額に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

測量・地質調査業務以外に係る契約については、その額が、設計金額に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.1 を乗じて得た額とし、設計金額に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	-
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

2. 1 で算出した額の合計額の 100 円未満を切り捨て、100 分の 110 を乗じた額を最低制限価格等とする。

3. 業種区分が上記にない場合は、「建築関係の建設コンサルタント業務」または「土木関係の建設コンサルタント業務」に準じて算出するものとする。その他、業務内容等から上記の方法により難しい場合には、予定価格の 3 分の 2 を下らない範囲内でその都度算出するものとする。

適用：平成 21.1.1 改正適用：平成 22.6.1、平成 22.9.1、平成 23.11.1、平成 25.8.1、平成 26.4.1、平成 28.9.1、平成 29.8.1、令和元.7.1、令和元.8.5、令和 4.10.1、令和 6.10.1 ただし、公告日が令和 6 年 9 月 30 日以前の案件については、なお従前の例による。